

国有財産（株式）の一般競争入札案内

1. はじめに

- (1) 入札の参加にあたっては、国有財産（株式）売払公告、入札要領、国有財産売買契約書（案）を含む本入札案内書及び株式会社商工組合中央金庫が作成した株式売出目論見書（訂正事項があった場合には訂正事項分を含む。以下「目論見書」という。）を熟読いただき、入札者ご自身の判断により参加してください。
- (2) 入札に参加される場合は、郵送（簡易書留）により入札書及び入札に必要な書類を提出してください。
- ※ 持参による入札及び国有財産電子入札システムを利用しての入札は行っておりませんのでご注意願います。

2. 入札物件

株式会社商工組合中央金庫 普通株式 1,016,000,000株

※ 本株式は非上場株式です。

本店所在地 東京都中央区八重洲二丁目10番17号
主要営業種目 預金又は定期積金の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引、為替取引など、その他当該業務に付随する業務
資本金 2,186億円
会社設立 1936年10月8日
決算期 3月
配当 1株当たりの配当額 3円（基準日：2023年3月31日）
※ 配当額は、将来の支払額を約束するものではありません。

3. 入札参加者の資格

株式会社商工組合中央金庫は、中小企業金融の円滑化を目的とする金融機関であり、株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）第6条第1項により、議決権を有することのできる株主資格が、政府のほか次のとおり中小企業組合及びその構成員並びに中小企業団体等（以下「株主資格者」という。）に限定されています。

	団体名	要件
①	協同組合、協同小組合、共済協同組合、共済協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、信用組合、協	

	同組合連合会、協同小組合連合会、火災共済協同組合連合会、信用協同組合連合会、共済協同組合連合会、共済協同小組合連合会、企業組合	
②	協業組合、商工組合、工業組合、商業組合、 商工組合連合会、工業組合連合会、商業組合連合会	
③	商店街振興組合、 商店街振興組合連合会	
④	生活衛生同業組合 生活衛生同業小組合 生活衛生同業組合連合会	直接又は間接の構成員(※)である事業者の3分の2以上が資本金若しくは出資総額5千万円(卸売業を主たる事業とする者については、1億円)以下、又は常用雇員50人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については、100人)以下。
⑤	酒造組合 酒造組合連合会 酒造組合中央会	直接又は間接の構成員である事業者の3分の2以上が資本金若しくは出資総額3億円以下、又は常用雇員300人以下。
⑥	酒販組合 酒販組合連合会 酒販組合中央会	直接又は間接の構成員である事業者の3分の2以上が資本金若しくは出資総額5千万円(酒類卸売業者については、1億円)以下、又は常用雇員50人(酒類卸売業者については、100人)以下。
⑦	海運組合 海運組合連合会	直接又は間接の構成員である事業者の3分の2以上が資本金若しくは出資総額3億円以下、又は常用雇員300人以下。
⑧	輸出組合 輸入組合	直接又は間接の構成員である事業者の3分の2以上が資本金若しくは出資総額1億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする者については5千万円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については3億円)以下、又は常用雇員100人(小売業を主たる事業とする者については50人、商業又はサービス業以外を主たる事業とする者については、300人)以下。
⑨	市街地再開発組合	直接又は間接の構成員である事業者の3分の2以上が資本金若しくは出資総額5千万円(卸売業を主たる事業とする者については1億円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については3億円)以下、又は常用雇員50人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については100人、商業又はサービス業以外を主たる事業とする者については、300人)以下。

⑩	①～⑨のうち株主であるものの直接又は間接の構成員	
⑪	都道府県中小企業団体中央会若しくは全国中小企業団体中央会又はそれらの直接若しくは間接の構成員	
⑫	商工会議所又は日本商工会議所	
⑬	商工会、都道府県商工会連合会又は全国商工会連合会	

(※) 例えば、協同組合に連合会組織が存在する場合、その協同組合連合会が株主であれば、その傘下の協同組合が「直接の構成員」であり、その協同組合の傘下の組合員が「間接の構成員」となり、株主資格を満たすこととなります。

上記株主資格者のうち、次の全てに該当する者が入札に参加できます。

- (1) 令和4・5・6年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類が「物品の買受け」、営業品目が「その他」であって、「A」、「B」又は「C」等級に格付けされた者、若しくは当該競争参加資格を有していない者で、競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録される見込みである者であること。競争参加地域は問わない。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国有財産に関する事務に従事する者にあつては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

(注) 株式会社商工組合中央金庫法については41ページを、予算決算及び会計令については38ページを、国有財産法及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律については39ページを参照願います。

4. 入札参加にあたっての留意事項

- (1) 入札に参加される場合は、必ず目論見書をご確認いただき、入札者ご自身の判断で入札してください。

- (2) 株式への投資は、価格変動リスクを伴い、売却に際しては損失が生じるおそれがあります。
- (3) 本株式の発行会社の業務や財務の状況、外部評価等に変化が生じた場合、本株式の価値が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- (4) 本株式は、金融商品取引所に上場しておらず、将来上場される計画も令和6年4月15日現在ありません。したがって、本株式の現在及び将来の流動性は何ら保証されているものではなく、本株式の取得後の売却手段が、株主資格を有する者間での相対取引あるいは一部の証券会社における店頭取引に限定されています。また、このように換金性が乏しいことにより、損失が生じるおそれがあります。
- (5) 本株式を入札により取得する場合には、落札金額のみお支払いいただくこととなります。ただし、入札手続きに要する郵送料等の諸経費は、全て入札者の負担となります。
- (6) 本株式及び発行会社に関する詳細な情報は目論見書に記載されています。
- (7) 今回の入札において、証券会社店頭での本株式の取扱いはありません。

5. 入札案内書等の交付

- (1) 入札案内書等は、令和6年7月1日（月）から令和6年7月26日（金）午後5時までの間、全国の各財務（支）局、各財務事務所、各出張所及び内閣府沖縄総合事務局（以下「財務局等」という。）並びに株式会社商工組合中央金庫の本店及び各支店（営業所・出張所を含む。）において、目論見書とともに交付します。
 - ※ 交付場所の所在地等は53～57ページに記載。
 - ※ 一部の入札書等は、関東財務局のホームページからのダウンロードにより入手することが可能です。
- (2) **郵送による入札案内書等及び目論見書の交付をご希望の方は**、請求者の郵便番号、住所、氏名（法人の場合は名称、担当部署名、担当者名）及び電話番号を記載したレターパックプラス（料金が520円のもの）を返信用として封筒に入れ、下記宛にご請求ください。令和6年7月19日（金）午後5時までに到着したものに限り取扱いを行います。

請求先 〒330-9716 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
さいたま新都心合同庁舎1号館
関東財務局 管財第2部
統括国有財産管理官（株式入札担当）

6. 入札説明会の日時及び場所

日 時 **令和6年7月8日（月）午後1時30分から**
場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
さいたま新都心合同庁舎1号館 1階 多目的室1-1・1-2

日 時 **令和6年7月9日（火）午後1時30分から**
場 所 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76
大阪合同庁舎第4号館 8階 大会議室

日 時 **令和6年7月10日（水）午後1時30分から**
場 所 愛知県名古屋市中区三の丸3-3-1
東海財務局 2階 大会議室

※ 会場案内は58ページに掲載。

※ 説明会に参加をご希望の方は、事前の参加登録が必要です。
なお、参加登録者多数の場合、事前の登録を締め切ることがあります。
登録方法の詳細につきましては、下記の関東財務局のホームページをご確認ください。
さい。

※ 入札案内書等及び目論見書は、入札説明会の会場でも交付いたします。

●関東財務局のホームページのURL
<https://lfb.mof.go.jp/kantou/kanzai/kabushiki.html>

7. 入札、開札及び落札者決定の日時、場所

(1) 入札受付期間及び郵送先

期 間 **令和6年7月12日（金）から**
令和6年7月31日（水）午後5時まで（必着）

※ 入札は全て郵送（簡易書留）による受付となります。

郵送先 〒330-9799 さいたま新都心郵便局留
〒330-9716 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
さいたま新都心合同庁舎1号館
関東財務局 管財第2部
統括国有財産管理官（株式入札担当）

※ 入札受付期間中は、受付状況をお答えできませんので、ご了承ください。

(2) 開札期間及び場所

日 時 **令和6年9月17日(火)から**

場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

さいたま新都心合同庁舎1号館 関東財務局 18階 大会議室A

(3) 落札者の決定

決定日 **令和6年10月11日(金)**

8. 入札参加手続

(1) 令和4・5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)について

- ・本入札に参加するには、事前に令和4・5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)を取得する必要があります。

・資格の種類 「物品の買受け」
・営業品目 「その他」

- ・インターネット又は郵送・持参での申請ができます。
手続きの詳細は「調達ポータル」でご検索してください。

●調達ポータルURL

<https://www.p-portal.go.jp>

(トップページ ⇨ 統一資格審査申請 ⇨ インターネットによる申請
⇨ 郵送・持参による申請)

- ・申請から資格審査結果通知書の発行までに、通常1か月程度、場合によっては数か月を要する場合がありますので、原則入札受付期間に間に合うよう申請してください。(通知書はインターネットによる申請の方が早くお手元に届きます。)

●申請内容や操作方法等に関するお問い合わせ

統一資格ヘルプデスク(全省庁統一資格事務処理センター)

電話番号: 03-5511-1155

(平日午前9時30分～午後5時30分(国民の祝日・休日を除く))

(調達ポータル ⇨ FAQ・お問い合わせ ⇨ (画面中央より下)ヘルプデスク ⇨
お問い合わせ窓口 ⇨ 統一資格ヘルプデスクの「お問い合わせ」)

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/geps->

[chotatujiho/resources/app/html/pitoiawase.html](https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/geps-chotatujiho/resources/app/html/pitoiawase.html)

(2) 入札単位、入札数量

- ① **入札単価は1円単位**としてください。円未満の端数の記載された入札書は無効となります。

② **入札数量は 10,000 株を単位**とし、単価ごとの入札数量は **10,000 株の整数倍** (20,000 株、30,000 株、50,000 株、100,000 株…) としてください。

③ 入札者 1 者当たりの買受希望株式数に上限設定をしません。落札の結果、株式会社商工組合中央金庫の総株主の議決権の 5%以上の議決権保有者となろうとする者は、株式会社商工組合中央金庫法第 8 条によりあらかじめ経済産業大臣及び財務大臣の認可が必要となります。

(3) 入札方法

① 入札は、**財務局等並びに株式会社商工組合中央金庫の本店及び各支店（営業所・出張所を含む。）から交付を受けた入札書等**を使用し、郵送（簡易書留）により行ってください。

提出する書類（「入札書等記載方法」（22～28 ページ）を参照願います。）

提出書類名		個人事業者	法人	記入方法
1. 入札書	所定様式	○	○	P. 23
2. 株主資格証明書	所定様式	○	○	P. 24~25
3. 【構成員の場合：次のいずれか】 組合員名簿（写） 所属証明書	— 所定様式	○	○	P. 26
4. 資格審査結果通知書（写）	—	○	○	—
5. 住民票の写し	—	○	—	—
6. 登記事項証明書 （履歴事項全部証明書）	—	—	○	—
7. 役員一覧	所定様式	—	○	P. 27
8. 入札書提出用封筒（黄色：長 3）	所定様式	○	○	P. 28
9. 郵送用封筒（緑色：角 2）	所定様式	○	○	—

② 「入札書」に必要事項を記入のうえ、**入札書提出用封筒（黄色：長 3）に入れて必ず封をしてください**。封筒の表面には、郵便番号、住所、氏名（法人の場合は名称、代表者の役職・氏名）及び電話番号を記入してください。

※ **入札者欄への押印漏れや入札金額の誤記がないよう**、ご注意ください。記入内容を書き損じたときは、書損じ箇所を二重線で抹消し、訂正印を押印してください。

※ また、書損、汚損等により訂正が困難な場合は、新たに入札案内書等の交付を受けるか、関東財務局のホームページからダウンロードのうえ、あらためて記入等を行い提出してください。

③ 「株主資格証明書」に必要事項を記入のうえ、提出してください。

また、中小企業組合等の構成員は、株主資格を有していることを証明するため、次のいずれかの書類もあわせて提出してください。

- ・所属団体の組合員名簿（写）

直接の構成員の場合は、団体名が記載された表紙と入札者の名称等が記載されている名簿のページをホチキス止めしたもの、間接の構成員はこれに加え、所属する団体が所属している団体の名前が記載された表紙と所属する団体の名称等が記載されているページをホチキス止めしたもの。

- ・所属団体が所属を証明する「所属証明書」

④ 入札者が個人事業者の場合

入札者が個人事業者の場合は、「住民票の写し」を提出してください。

⑤ 入札者が法人の場合

入札者が法人の場合は、当該法人の名称、目的、役員及び支配人の欄（区）の現在事項が記載されている「登記事項証明書（履歴事項全部証明書）」及び「役員一覧」を提出してください。

「役員一覧」の様式は、関東財務局のホームページからダウンロードできません。

なお、「役員一覧」には「登記事項証明書（履歴事項全部証明書）」に記載されている役員及び支配人全員について記入してください。記入漏れ、提出漏れがないようご注意ください。

※ 入札参加資格確認のために当該法人の役員及び支配人の「住民票の写し」を提出していただく場合があります。この場合には、別途指定する期限までに役員及び支配人の「住民票の写し」を提出してください。

⑥ 下記の入札書及び入札に必要な書類を「郵送用封筒」（緑色：角2）に入れてください。封筒の裏面には、郵便番号、住所、氏名（法人の場合は名称、担当部署名、担当者名）及び電話番号を記入してください。

- ・ 「入札書提出用封筒」（黄色：長3）
- ・ 「株主資格証明書」
- ・ 中小企業組合等の構成員にあつては、上記③に記載の株主資格を有していることを証明する書類（「所属団体の組合員名簿（写）」又は「所属団体が所属を証明する所属証明書」）
- ・ 「資格審査結果通知書（写）」

令和4・5・6年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類が「物品の買受け」、営業品目が「その他」の資格を有する者であることの証明書（写）。

なお、資格審査結果通知書（写）が入札受付期間内に提出できない方は、その他の入札に必要な書類は入札受付期間内に提出のうえ、資格審査結果通知書（写）を**令和6年9月6日（金）午後5時まで（必着）**に提出してください。期限までに到着しなかった場合、その入札は無効となります。

- ・ 個人事業者にあつては、「住民票の写し」

- ・ 法人にあっては、「登記事項証明書（履歴事項全部証明書）」及び「役員一覧」

※ 入札書提出用封筒（黄色：長3）の中に入れるのは入札書のみとし、他の書類は入れないでください。

※ 「住民票の写し」又は「登記事項証明書（履歴事項全部証明書）」は、3か月以内に発行された原本を提出してください。

⑦ 入札書及び入札に必要な書類を入れた郵送用封筒（緑色：角2）をさいたま新都心郵便局留（関東財務局管財第2部統括国有財産管理官（株式入札担当）宛に、必ず郵送（簡易書留）してください。

令和6年7月31日（水）午後5時まで（必着）に到着しない入札書は受付できませんので、あらかじめ余裕をもって早めに提出してください。

提出された入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできませんのでご注意ください。

ただし、入札に必要な書類（資格審査結果通知書（写）を除く。）については、やむを得ない事情により入札受付締切日時までの提出が困難な場合、入札受付期間内にその申出があり、かつ、入札担当官等が適当であると認めた場合に限り、当該書類の提出締切は令和6年9月6日（金）午後5時まで（必着）とします。手続きが終了し次第、速やかにご提出ください。期限までに到着しなかった場合、その入札は無効となります。

(例) 代表者の変更があり、変更手続が間に合わず、変更手続後の登記事項証明書及び資格審査結果通知書（写）の2つを入札受付期間内に提出できない場合

【入札受付期間内に提出する書類】(令和6年7月31日(水)午後5時まで(必着))

※入札書及びその他の入札に必要な書類（注）とともに下記書類を提出

- ・ 登記事項証明書について、変更手続中である旨及び変更箇所を明示した申出書（様式自由）
- ・ 変更手続前の登記事項証明書
- ・ 変更を証する書類（取締役会（株主総会）議事録等）

(注) 入札に必要な書類のうち、「役員一覧」については、変更後の代表者を記載してください。

【変更手続終了後に提出する書類】(令和6年9月6日(金)午後5時まで(必着))

- ・ 変更手続後の登記事項証明書
- ・ 資格審査結果通知書（写）

9. 入札の無効

入札要領第7条の規定に該当する入札は無効とします。

10. 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定方法

開札の結果、予算決算及び会計令臨時特例（昭和 21 年勅令第 558 号）第 4 条の 10 の規定に基づき、**国の予定価格（最低売却価格）を超える単価の入札者のうち、高価の入札者から順次売払数量に達するまでの入札者をもって決定します。**

また、落札となるべき同一単価が 2 口以上あるときは、その入札数量が多い者から落札し、入札数量が同一である場合には、当該入札者の引く「くじ」で決定します。この場合において、当該入札者のうち「くじ」を引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係ない職員が「くじ」を引き落札者を決定します。

この結果、最後の順位の落札者の入札数量が、他の落札者の数量と合算して売払数量（1,016,000,000 株）を超えるときは、その超える数量については落札がなかったものとし、入札数量と異なる落札株式数を割り当てられたとしても、異議を申し立てることはできません。

（注） 予算決算及び会計令臨時特例については、38 ページを参照願います。

(2) 開札結果の通知

開札結果は、文書により入札者全員に通知します。

なお、電話による結果照会は、お受けできませんのでご了承ください。

※ 国の予定価格（最低売却価格）は、公表しません。

11. 契約の締結等

(1) 落札者との売買契約の締結は、契約担当官関東財務局長との間で行います。

(2) 落札者には、上記 3. (4) の者に該当しない旨の「誓約書」を提出していただきます。

(3) 落札者は、**令和 6 年 10 月 28 日（月）まで（必着）**に、開札結果の通知とともに郵送する国有財産売買契約書に記名押印及び誓約書に記名のうえ返送（簡易書留）してください。

国有財産売買契約書及び誓約書が返送期限までに到着しなかった場合、その落札は無効となります。

お早めにご返送くださいますようお願いいたします。

※ 株式名義書換請求書兼株券不所持申出書もあわせてご返送ください。

(4) 売買契約及び株式の名義書換は、入札書に記入された入札者名義で行います。落札後の変更はできません。

- (5) 国有財産売買契約書(案)及び誓約書については、33～37 ページのとおりです。
- (6) 売買代金以外にも国有財産売買契約書の国への返送料金等、当該契約の締結及び履行に要する諸経費は、全て落札者の負担となります。
- 契約手続きに関する照会及び書類の提出につきましては、関東財務局管財第2部統括国有財産管理官(株式入札担当)までお願いします。
- ※ 詳細は、開札結果の通知とともに送付する「契約に関するご案内」をご確認ください。

12. 売買代金の納付方法

多数の入札参加者が見込まれるため、**納入期限(令和6年12月9日(月)～令和7年2月中旬)を当局で随時設定し**納入告知書(財務省会計センターから直接送付)を送付いたします。

納入告知書に記載された期限までに、売買代金を納付してください(最速で令和6年12月9日(月)が納入期限となります。)

- ※ 納入期限までに納付されなかった場合、売買契約を解除します。
- ※ 納入期限に関する個別の要望には対応いたしかねますのでご了承ください。

13. 株式の名義書換

- (1) 国から買受人(落札者)への株式の譲渡に伴い、株式の名義書換が必要になります。**「株式名義書換請求書兼株券不所持申出書」を上記 11. 契約の締結等に記載の国有財産売買契約書及び誓約書とあわせて、返送してください。**
- (2) 株式会社商工組合中央金庫は株式に係る株券を発行していますが、今回の売却においては、名義書換請求の際に、買受人(落札者)から会社法第217条に基づく株券不所持の申出をしていただくこととしています。
- (3) 名義書換及び株券不所持の申出には、国有財産売買契約書とともに郵送する「株式名義書換請求書兼株券不所持申出書」の提出が必要となります。同用紙に、株主名簿に登録する郵便番号、住所、氏名又は名称及び電話番号を記入し、届け出る印鑑を押印して提出してください。ただし、住所、氏名又は名称は、必ず売買契約書の買受人(落札者)と同一としてください。
- (4) 売買代金の納付が確認された後に、国から、株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に対して、買受人(落札者)から提出していただいた「株式名義書換請求書兼株券不所持申出書」を送付します。

- (5) **国から買受人（落札者）への名義書換は、令和7年3月31日（月）までに行います。**
- (6) 名義書換完了後、株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社から、「株券不所持受理」の通知が郵送されます。
- (7) 名義書換完了後であれば、買受人（落札者）は、いつでも、株式会社商工組合中央金庫に対して株券の発行を請求することができます。（名義書換事務作業中の株券交付請求は受けられません。）
詳細は、株式会社商工組合中央金庫の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社までお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
所在地 東京都千代田区丸の内1-4-5
電話 0120-232-711

※ 入札申込み時に株主資格者であった入札者が株式を落札し、株主名簿を名義書換するまでの間に株主資格を喪失した場合は、株式を自己の名義に書き換えることができません（株主名簿上の株主になることができません）ので、株主総会の議決権や剰余金配当請求権等を行使することができません。

（注）会社法については、40ページを参照願います。

14. 入札結果の公表

入札結果については、公表する場合がありますことをご了承願います。その場合でも、入札者が特定できる情報については、公表いたしません。

15. 個人情報の取扱い

入札の参加のために提出された入札書及び入札に必要な書類に記入された個人情報は、入札事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

ただし、本件入札手続きのために取得した個人情報は、入札参加資格の確認のため、警察当局へ情報を提供することがあるほか、上記13.の株式の名義書換に必要となる株主資格の確認のため、株式会社商工組合中央金庫及び三菱UFJ信託銀行株式会社へ情報を提供します。

16. 株式の譲渡

買受人（落札者）が本株式を取得後、第三者に譲渡する場合には、株主資格を有する

者間での相対取引あるいは一部の証券会社における店頭取引により行うことができます。
取引方法の詳細につきましては、下記の株式会社商工組合中央金庫のホームページをご確認ください。

- 株式会社商工組合中央金庫のホームページのURL
<https://www.shokochukin.co.jp>

17. 問い合わせ先

本件入札に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

関東財務局 管財第2部 統括国有財産管理官（株式入札担当）
電 話 048-600-1220
所在地 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
さいたま新都心合同庁舎1号館

※ 関東財務局以外の入札案内書の交付先等へのお問い合わせはご遠慮ください。